

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号

行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件

原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名

被告 国

求 釈 明 書

2024年7月23日

東京地方裁判所民事第38部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護



弁護士 三 宅 弘



弁護士 米 倉 洋 子



外8名

被告準備書面（1）・（2）における被告の主張は不明ないし疑問な点が多く、原告らはこれらについて改めて主張ないし求釈明を用意するが、さしあたり、第1回口頭弁論期日で裁判所が被告に対して指摘した3点に関連して、原告らは、以下の点について、被告に対する釈明を求める。

- 1 裁判所の指摘(1)「不存在を理由として不開示決定がされた処分について、保有していない理由が物理的不存在であるのか、解釈上の不存在であるのか、物理的不存在である場合、作成又は取得されていないのか、いったん作成又は取得されたが後に廃棄等がされたのかをできる限り具体的に主張すること」に関して

- ① 菅内閣総理大臣は、6名の任命拒否について、杉田内閣官房副長官から相談・報告を受けて判断したと国会で再三答弁している（乙A10、5頁など）。公文書管理法4条および内閣官房行政文書管理規則6条等によれば、上記相談・報告について杉田副長官は文書作成の義務を負っている。当該文書について、被告は物理的不存在を主張するのか、あるいは解釈上の不存在を主張するのか、物理的不存在の主張をする場合、作成されていないのか、いったん作成したが廃棄したのかを明らかにされたい。また、上記相談・報告に用いた文書の作成・取得についても、同じく明らかにされたい。
- ② 被告は、6名の任命拒否につき、「内閣総理大臣が自ら直接判断した」（被告準備書面(1)56頁、83頁）、或いは「専ら内閣総理大臣において判断」した（被告準備書面(2)49頁）と主張している。公文書管理法4条および内閣府本府行政文書管理規則11条・内閣官房行政文書管理規則6条等によれば、内閣総理大臣は上記判断をするにあたり、その「経緯も含めた意思決定に至る過程」を検証することができるような文書を作成する義務を負っている。当該文書について、被告は物理的不存在を主張するのか、あるいは解釈上の不存在を主張するのか、物理的不存在の主張をする場合、作成されていないのか、いったん作成したが廃棄したのかを明らかにされたい。また、上記判断に用いた文書の作成・取得についても、同じく明らかにされたい。
- ③ 被告は、内閣官房において、「原告らが挙げる各文書」（内閣総理大臣と内閣官房副長官との打合せ過程・内容を記載した文書等）や、「内閣総理大臣や内閣官房副長官等が内閣府大臣官房又は日本学術会議事務局から令和2年改選に関する説明等を受け」た際の説明資料等を、「仮に」取得することがあったとしても、同文書が保存されていることはないと主張するが（被告準備書面(1)74頁、76頁、81頁等）、「仮に」ではなく、実際に取得した事実があったのか、なかったのかの事実関係を明確に主張されたい。
- ④ 被告は、上記③に挙げた文書を取得しても、内閣官房文書管理規則7条9項

1号の「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」に該当するものとして、当該説明等の終了後、遅滞なく廃棄する取扱いとしている、その経緯に関する記録を残すことは求められていないと主張するが（同準備書面75頁）、その根拠規定を明らかにされたい。

- ⑤ 被告は、6名の任命拒否の根拠ないし理由のわかる文書（対象文書2）に関し、「解釈上の不存在」に該当する文書の存在は認めないのか。すなわち、資料やメモなど、被告として行政文書とは解釈できないとするもの（被告準備書面(1)49～50頁参照）の存否を明らかにされたい。

2 裁判所の指摘(2)「行政文書の管理に関するガイドライン、内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準、内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準について、それぞれの処分当時のものを書証として提出すると共に内容を明らかにすること」に関して

- ① 被告準備書面(1)31頁に引用されている「内閣官房行政文書ファイル取扱内規」を書証として提出されたい。
- ② 内閣府においても、内閣官房と同様、行政文書ファイル取扱内規が存在するかどうかを明らかにされたい。存在するのであれば、これも書証として提出されたい。

3 裁判所の指摘(3)「内閣官房及び内閣府それぞれについて、情報開示に係る権限のうち何が誰に委任されているのか、処分当時の委任の根拠規定を含めて明らかにすること」に関して

- ① 被告準備書面（1）及び（2）において、上記の指摘のうち、「内閣官房及び内閣府において、情報開示に係る権限のうち何が誰に委任されているのか」については、明確な回答がないように思われるので、改めてその回答を求める。
- ② 内閣官房副長官が作成・取得する文書の管理及び情報開示に係る権限につい

て、何が誰に委任されているのかを、処分当時の委任の根拠規定を含めて明らかにされたい。

- ③ 内閣総理大臣が作成・取得する文書の管理及び情報開示に係る権限について、何が誰に委任されているのかを、処分当時の委任の根拠規定を含めて明らかにされたい。

なお、7月16日の進行協議及び第2回口頭弁論では、これら求釈明に対する被告の回答期限は9月6日とされたが、上記2項（①「内閣官房行政文書ファイル取扱内規」の書証化、②内閣府にも同様の内規があればその書証化）は、被告の検討に時間を要するとは考えられない上、原告の主張のために必要な書証であるから、7月末までに提出されるよう希望する。

以上